

旭川市BCP連携推進連絡会議開催要綱

(名称)

第1条 会議の名称は、旭川市BCP連携推進連絡会議(以下「会議」という。)とする。

(目的)

第2条 会議は、旭川市の優位性を市内外に発信することにより、全国各地の企業や団体のBCP連携の受入れを推進し、地域経済の活性化に資するため、関係機関等の連絡調整等を行うことを目的とする。

(取組内容)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) BCP連携の推進に係る連絡調整及び意見交換等に関すること。
- (2) BCP連携に係る情報発信に関すること。
- (3) その他、前条に掲げる目的達成のために必要なこと。

(構成員)

第4条 会議の構成員は、別表1に掲げる機関等をもって構成する。

2 構成員は無報酬とする。

3 構成員の属する団体において役職等の異動があったときは、その役職等の後任者が引き継ぐものとする。

(オブザーバー)

第5条 会議のオブザーバーは、別表2に掲げる者で構成する。

2 オブザーバーは、事務局の求めに応じて会議に出席し、助言・協力を行うことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務を処理するため、旭川市経済部経済総務課内に事務局を置く。

2 事務局は、会議の運営全般に関わる事務について担うものとする。

3 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

4 この規約に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年(2024年)9月25日から施行する。

この要綱は、令和7年(2025年)4月30日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

分野	機関・企業・団体等名
経済団体	旭川商工会議所
	あさひかわ商工会
産業団体	旭川機械金属工業振興会
	旭川工業団地協同組合
	旭川鐵工組合
	旭川溶接協会
	旭川家具工業協同組合
	旭川食品加工協議会
金融機関	株式会社商工組合中央金庫
	株式会社日本政策金融公庫
	株式会社北洋銀行
	株式会社北海道銀行
	株式会社北陸銀行
	旭川信用金庫
高等教育機関	公立大学法人旭川市立大学
	独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校
産業支援機関	一般財団法人旭川産業創造プラザ
行政機関	旭川市

別表 2（第 5 条第 1 項関係）

機関・企業・団体等名
北海道経済産業局
株式会社帝国データバンク